

# 平成30年第8回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年8月27日(月) 午後1時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員15名

1 番 北濱 陽子	6 番 坂下 正幸	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	15 番 山崎 覺治

### (2) 欠席委員

なし

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (2) 議案第26号 農用地利用集積計画について
- (3) 議案第27号 非農地証明願について

## 7 報告事項

- (1) 報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第24号 農地法制限除外の届出について
- (3) 報告第25号 農地の形状変更について

## 8 議事

開会 13:30 閉会 14:02

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第8回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号1番 北濱 陽子 委員及び 議席番号2番 池端 共栄 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第25号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第25号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は1件です。  <b>【議案第25番、1番を議案書をもとに朗読】</b>  合計11筆5,227㎡で内訳は田が5,227㎡です。申請地については農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 0 番 森谷 正美委員よりご意見をお願いいたします。</p>
森谷委員	<p>議席番号 1 0 番の森谷です。議案第 25 号の申請地に係る耕作についてですが、8 月 18 日の朝に本人と面談をしております。場所については私が知っているのが譲受人より説明を受けました。今までこの田については譲渡人をはじめ 4 人のグループが耕作を行っていましたが、結構年になったという事で譲受人は町野地区の中核農家になっていく農業者という事でまかせたとの事で、今年から作っております。今までと現状は一緒という事で耕作者の変更に伴うものもありませんのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 2 5 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 2 5 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 2 6 号】の農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 5 ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は 1 件です。</p> <p><b>【議案第 2 6 番、1 番を議案書をもとに朗読】</b></p> <p>合計 9 筆 3,584 m<sup>2</sup>で内訳は田が 3,584 m<sup>2</sup>で、作物別ではその他 3,584 m<sup>2</sup></p>

	です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	7 番石倉です。利用権を設定する者として輪島市がありますが、更新という事であれば以前にもあったかと思いますが記憶にないもので、どういう経過で輪島市になっているのかわかる範囲で教えて下さい。
事 務 局	今回、更新という事で今回から 4 年ほど前にぶどうの栽培をするという事で利用権の設定をしております。市の土地となっておりますが、当時営農する場所を探しておりまして、ビューサンセットに行く道の脇のところですが、ビューサンセットを整備する際に残った農地ではないかと思われ、利用権を受ける者が近隣で醸造所を建設するという事もありぶどうを栽培する農地として借り受けたと聞いております。
石倉委員	そうするとビューサンセットの建物を建てる時に門前町の農地となったという事ですね。
事 務 局	そのように理解しています。
石倉委員	わかりました。
議 長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 26 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 26 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 27 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局	<p>議案書 8 ページをご覧ください。議案第 27 号の非農地証明願承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p><b>【議案第 27 番、1 番を議案書をもとに朗読】</b></p> <p>合計 11 筆 2,732 m<sup>2</sup>で内訳は田が 2,732 m<sup>2</sup>です。  以前より申請者の所有の土地であり、田んぼをしていた時期もありましたが、耕作もやめずいぶん経ち、現地については山林原野化しているという事で申請に至ったという事です。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 3 番 谷内 誠一委員よりご意見をお願いいたします。</p>
谷内委員	<p>先日 8 月 22 日に会長はじめ 4 名で現地確認をしました。申請人立ち会いの下で行いましたが、申請人の話では 10 年前に耕作をやめたという事で、昭和 50 年に田を相続し昭和 55 年に自費で 10 筆の田を 1 枚の田に整地し現在に至っているという事でした。結構広い面積ですが現状は主にすすきを中心に群生している状況でこれを農地にしていくのは大変だなと感じましたし、生えている木がまだ少なく頑張れば耕作が不可能な状態ではないとも思え、重機を利用すればかろうじて可能かとも思いましたがなにぶんにもイノシシの被害がひどく申請地にも数カ所ヌタ場が見られました。周りの山林からイノシシの獣道がいくつもあり、また出入りをしており、とても作物を栽培したり栗なども検討したが作る事ができない状況でした。見た感じではこのまま田として利用するのはかなり厳しいので原野としても問題ないという印象を受けました。現地確認をした委員さんで補足がありましたらよろしく願います。以上です。</p>
議長	<p>谷内委員からもありましたが現地に行った委員で補足がありましたらよろしく願います。</p>
議長	<p>ないようですので、それではこれより質疑を許します。</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p>

【議案第27号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって【議案第27号】は、原案どおり可決決定いたします。  
次に【報告第23号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書11ページをお開きください。報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。

**【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】**

合計41筆6,778.30㎡です。内訳は田が2,203.30㎡、畑が4,575㎡です。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですのでそれでは【報告第23号】を終わります。  
次に【報告第24号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書14ページをお開きください。報告第24号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は4件です。

**【議案書にもとづいて、制限除外の届出の内容を朗読】**

以上合計12筆327㎡で内訳は田が16㎡でその他が311㎡です。

議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>東です。8 月 19 日に調査を行いました。地目は水田であり形状は 5m×35m であり現在は休耕中ではありますが、圃場・畦などは草刈りなどがきれいにされておりまして良好な管理をされております。いつでも耕作可能な状況であります。今回の転用目的は携帯電話基地局であり面積も 16 m<sup>2</sup>と 2a 以下です。残地は農排水路・日照等の影響も何ら支障なく、転用申請が行われても特に問題はないものと考えております。以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号 2 番から 4 番については事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>2 番から 4 番についてです。2 番と 3 番については現在ある農道の拡幅を行いたいとの事で県道川西線から集落へ向かう農道の拡幅です。4 番についてはため池へ向かうための農道の拡幅と脇にある水路の改修を行いたいとの事です。いずれも農業用のものでありますので届出となっています。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 24 号】を終わります。次に【報告第 25 号】の農地の形状を変更することについて受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 19 ページをお開きください。報告第 25 号農地改良届出についてです。今月は 2 件です。</p> <p><b>【議案書にもとづいて、農地改良届出の内容を朗読】</b></p> <p>以上 2 筆 812 m<sup>2</sup>で内訳は田が 812 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですのでそれでは【報告第25号】を終わります。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については今月はありません。
議 長	それでは第8回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。



平成30年8月27日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

1 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

2 番

\_\_\_\_\_